

令和5年度  
エコドライブ管理システム（EMS）機器導入促進  
助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者がエコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（EMS）機器（以下「機器」という。）の普及を図るため、機器を新たに導入した事業者に対して費用の一部を助成し、もって環境保全に取り組むとともに経営の安定の一助に資することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

（事業期間）

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和5年4月1日から令和6年1月31日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

（対象機器）

第4条 助成の対象となる機器は、次の各号の全てにあてはまる機器とする。

- （1）公益社団法人全日本トラック協会が認定した機器。
- （2）会員事業者の保有する奈良県登録の事業用トラックに装着した機器。

（助成金額）

第5条 機器1台あたりの助成金額は30,000円とし、1社あたりの助成台数は上限を10台とする。ただし、助成額は、購入額（消費税を除く）を限度とする。

- 2 機器が1台でエコドライブ管理システム（EMS）機能とドライブレコーダー機能を備えている場合は、ドライブレコーダー機器導入促進助成金を別途申請できる。
- 3 国または他団体の補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

（導入方法）

第6条 買取り、リース、割賦いずれについても助成対象とする。ただし、中古品並びにレンタル品については対象としない。

（交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「EMS機器導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、協会に申請を行うものとする。

- 2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

（助成金の交付）

第8条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(処分制限)

第10条 会員事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和5年4月1日より適用する。